

法令案の名称	該当箇所	意見
<p>電波法第二十七条の十二第一項の規定に基づく九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（別添13）</p>	<p>三当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項</p> <p>1 当該特定基地局を配置し、開設する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、前項第二号に規定する区域の世帯カバー率（当該区域の世帯数（平成二十二年の国勢調査の結果による世帯数とする。以下「放送対象地域における世帯カバー率」という。）のうちを占める当該特定基地局の放送区域内の世帯数の割合をいう。以下同じ。）が、近畿広域圏及び関東・甲信越広域圏においては百分の八十以上、東海・北陸広域圏、九州・沖縄広域圏及び北海道においては百分の七十以上、東北広域圏及び中国・四国広域圏においては百分の六十以上になるように当該特定基地局を配置し、開設しなければならない。</p>	<p>放送は、今回意見募集対象である特定基地局の開設に関する指針及び基幹放送普及計画においても、全国各地域あまねく受信できるように努めるものとされています。</p> <p>V-Low帯の帯域は、放送用途での利用であり、少なくともこの帯域で放送事業を行う場合は世帯カバー率について厳格に定めるべきであると考えます。</p> <p>放送として、広くあまねく受信できる状況を整備するには、V-High帯と同様にV-Low帯も全国を認定期間内(5年)に90%以上の世帯カバー率を達成するべきであると考えます。</p> <p>また、周波数有効利用の観点からも、この世帯カバー率を早期に達成しようとするインセンティブを働かせるべきであり、電波利用料のこの帯域に対する放送としての各種減免係数の適用は、世帯カバー率の達成後にすべきであると考えます。</p>

以上